

令和元年度第1回江別市情報公開審査会 会 議 録

日 時：令和元年7月8日（月）
15：30～16：00
場 所：江別市民会館23号室

出席者： 伊藤副会長・石黒委員・田口委員・龍田委員・松本委員
福島総務部次長・宮沼総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐藤主任・
佐賀主事
（傍聴者2名）

1. 開会

伊藤副会長： ただいまから令和元年度第1回江別市情報公開審査会を開会いたします。
伊藤副会長： 2名の傍聴希望者がおり、入室を許可しましたので報告します。

2. 議事

（1）会長の互選について

伊藤副会長： それでは議事に入りまして、（1）の会長の互選について議題とします。
江別市情報公開審査会規則第3条第2項の規定により、会長は「委員の互選により定める」とされていますことから、委員の皆様から推薦をいただきたい
と思います。

指名による推薦はありませんか。

石黒委員： 田口委員に会長をお願いしたいと思います。

伊藤副会長： 会長に田口委員との推薦がありましたが、これにご異議ありませんか。
（異議なし）

伊藤副会長： それでは、会長に田口委員が互選されました。以後の議事進行は、田口会長
にお願いいたします。

田口会長： ただいま会長に互選されました田口です。委員の皆様のご協力をいただきな
がら、審査会を運営してまいりますので、よろしく申し上げます。

(2) 報告事項 平成30年度情報公開制度の実施状況について

田口会長： 次に、(2) 報告事項、ア平成30年度情報公開制度の実施状況について議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

米山係長： 私から、平成30年度情報公開制度の実施状況についてご説明いたします。

資料1「平成30年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、(1) の情報公開制度であります。実施機関ごとの件数では、市長が実施したものについては、全部公開が2件で前年度比2件の減、一部公開が7件で前年度比2件の増、不存在が5件で前年度比4件の増で、計14件で前年度比4件の増となっております。

教育委員会が実施したものについては、全部公開が2件で前年度比1件の増、一部公開が1件で前年度比1件の増で、計3件で前年度比2件の増となっております。

議会が実施したものについては、全部公開が3件で前年度比1件の増となっております。

水道事業管理者が実施したものについては、全部公開が1件で前年度と同数となっております。

消防長が実施したものについては、全部公開が3件で前年度と同数となっております。

この結果、全体では件数は24件となり、前年度比7件の増となっております。

次に、(2) 個人情報保護制度であります。後ほど個人情報保護審査会で説明いたしますのでここでの説明は省略いたします。

次のページの資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。

平成21年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。請求件数が30件を超える年度もありますが、全体を通して請求件数は20件前後で推移しております。

なお、資料1と2において件数が合致しないのは、1回の請求で複数の情報公開を請求したケースが1件あり、資料1では全部公開と不存在の2件として数えたことによるものであります。

次のページ、資料3「平成30年度情報公開制度の実施状況」をご覧ください。情報公開の個別の内容ではありますが、以下、一部公開及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 2の「平成28年度及び平成29年度に江別市立小中学校で使用する目的で購入した、体育の授業で使用するマット及び運動会等で使用するテントの請求書の写し」につきましては、企業の印影等を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開としております。

NO. 4の「①江別市立病院で保有する放射線医療機器の保有一覧（保有機器名、購入額、購入時期等）②上記の機器におけるメンテナンス契約書一式③上記の機器における過去三年間の修理実績一覧、④同病院における保険契約の内容」につきましては、企業の印影等を江別市情報公開条例第7条第1号及び同条第2号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開としております。

NO. 7の「江別市中高層建築物の建築に関する指導要綱第6条の規定に基づく中高層建築に関する届出書（第2号様式）および建築計画書（第4号様式）」につきましては、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としております。

次のページをご覧ください。

NO. 9の「株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（平成27・28・29年度の3年度分、企業立地課）」につきましては、法人の口座情報を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものとして、この部分を非公開としております。

NO. 10の「株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（平成27・28・29年度の3年度分、納税課）」につきましては、法人の口座情報を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開としております。

NO. 11の「①江別市行政改革推進委員会委員の公募について②江別市行政改革推進委員会委員（市民公募委員）の選定について」につきましては、請求者以外の氏名等を、江別市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開としております。

NO. 13の「社会福祉法人英寿会の①平成28年度の事業に係る決算報告書②平成29年度の事業に係る決算報告書」につきましては、このうち②平成29年度の事業に係る決算報告書は、請求時に当市で保有していなかったた

め不存在としております。

NO. 14の「小野幌野幌間道路、西野幌開拓支線、西野幌22林班開拓道路における看板設置に至った経緯に係る文書」につきましては、自治会長の氏名住所等を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開としております。

NO. 15の「学校法人二番通福音学園の平成29年度事業に係る決算報告書」につきましては、請求時に当市で保有していなかったため不存在としております。

NO. 17の「地方創生総合戦略自治体アンケートに対する江別市の回答」につきましては、当該公開請求に係る公文書は、保存年限が経過し既に破棄していたため、不存在としております。

NO. 20の「①江別市社会福祉審議会委員の市民公募について、②江別市社会福祉審議会委員の決定について、③江別市社会福祉審議会委員の選考基準の制定について」につきましては、江別市社会福祉審議会委員及び委員応募者の生年月日や住所等を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開としております。

NO. 21の「国民健康保険診療報酬明細書（レセプト）の分析データ」につきましては、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としております。

NO. 23の「江別市職員履歴台帳（島元医師、笹本医師、新田主任）」につきましては、元江別市職員の氏名以外の部分を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものとして非公開としております。

以上でございます。

田口会長： ありがとうございます。米山総務係長から報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒委員： NO. 20「①江別市社会福祉審議会委員の市民公募について、②江別市社会福祉審議会委員の決定について、③江別市社会福祉審議会委員の選考基準の制定について」の報告の中で、委員の住所と生年月日を非公開にしたということですが、NO. 11の「①江別市行政改革推進委員会委員の公募について②江別市行政改革推進委員会委員（市民公募委員）の選定について」の場合も同様に委員の住所と生年月日を非公開にしたのでしょうか。

佐賀主事： そのとおりです。

伊藤副会長： 氏名の公開状況について、NO. 11とNO. 20における違いはあるのでしょうか。

田口会長： 私も伊藤委員と同じ疑問を持っていました。NO. 11とNO. 20の個人に関する情報に該当する点のうち、一部公開されている内容を確認させていただいてよろしいでしょうか。

佐賀主事： NO. 11とNO. 20ともに、市民公募により選定された方の氏名のみ一部公開しております。

田口会長： わかりました。

伊藤副会長： NO. 2「平成28年度及び平成29年度に江別市立小中学校で使用する目的で購入した、体育の授業で使用するマット及び運動会等で使用するテントの請求書の写し」とNO. 4「①江別市立病院で保有する放射線医療機器の保有一覧（保有機器名、購入額、購入時期等）②上記の機器におけるメンテナンス契約書一式③上記の機器における過去三年間の修理実績一覧、④同病院における保険契約の内容」は、共に非公開情報を企業の印影等としていますが、NO. 4では江別市情報公開条例第7条第2号のほかに同条第1号にも規定する非公開情報となっています。NO. 4において個人に関する情報に該当したのはどの部分でしょうか。

佐賀主事： NO. 4「④同病院における保険契約の内容」のうち、保健加入者名簿に記載されていた氏名等の個人情報を、江別市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものとしてこの部分を非公開にしております。

伊藤副会長： ありがとうございます。

田口会長： その他質問はありませんでしょうか。

石黒委員： 該当文書が不存在であった理由について、何点か「公開請求に係る公文書を保有していないため」となっていますが、これはそもそも保有が不必要であったためなのか、あるいは保有後に保存期限が過ぎたため処分したのか、それぞれ理由を教えてください。

佐賀主事： まず、NO. 7「江別市中高層建築物の建築に関する指導要綱第6条の規定に基づく中高層建築に関する届出書（第2号様式）および建築計画書（第4号様式）」は公開請求時に請求期間が設けられており、該当期間に届出がなかったため、不存在としております。

次に、NO. 13「社会福祉法人英寿会の②平成29年度の事業に係る決算報告書」につきましては、情報公開請求時点で該当法人から当市に当該決算報告書が提出されていなかったため、不存在としております。

また、NO. 15「学校法人二番通福音学園の平成29年度事業に係る決算報告書」につきましても、該当法人から当市に当該決算報告書が提出されていなかったため、不存在としております。

NO. 17「地方創生総合戦略自治体アンケートに対する江別市の回答」につきましては、保有期限を1年間と定めて保有していましたが、請求時には保有期限を過ぎ破棄していたため、不存在としております。

また、NO. 21「国民健康保険診療報酬明細書（レセプト）の分析データ」につきましては、分析データ自体をもともと保有していなかったため、不存在としております。

田口会長： NO. 13とNO. 15について、不存在を請求者に通知する際に市が該当文書を保有する時期を伝えていますか。

佐賀主事： 請求者に通知する際に保有していない理由と該当文書を保有する時期を伝えているほか、該当文書を保有した後に請求があれば、情報公開できる旨を伝えています。

田口会長： その後、改めて情報公開請求はなかったのでしょうか。

佐賀主事： ありませんでした。

田口会長： わかりました。

田口会長： その他質問はありませんでしょうか。

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(3) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

宮沼課長： 次回の情報公開審査会でございますが、審査請求に係る諮問等がない限りは年に1回の開催となり、次回は来年7月か、8月に開催したいと考えております。

田口会長： かしこまりました。ありがとうございます。

4. 閉会

田口会長： 以上で、「令和元年度 第1回江別市情報公開審査会」を閉会いたします。